## 市営住宅とみなし特定公共賃貸住宅の入居者を募集

#### 募集期間

## 令和7年10月14日(火)から10月27日(月)まで

### 対象住宅

町方	교바셨	建築	建築	市営住宅				みなし特定	
町名 団地名		年度	構造	1DK	2DK	3DK	ペット可	車いす対応	公共賃貸住宅
高田町 下和野中田	H26	RC	_		1戸		_	_	
	中田	H27	RC	_	1戸	2戸			_
気仙町	水上	H26	RC	_	_	_	_	2DK:1 戸	_
X(IIIIm)	今泉	H28	RC	_	1戸	_	2DK:1 戸	_	_
米崎町	脇の沢	H29	RC	_	1戸	_	_	_	2DK:1 戸
小友町	西下	H26	RC	_	1戸	_		_	_
広田町	大野	H27	RC	_	1戸	1戸	_	_	_

#### ※募集住戸に関して

- (1)  $1DK \sim 3DK \cdots$ 人数制限なし(ただし1DKについては、単身世帯が優先となります。)
- (2) 車いす対応の住戸…現に車いすを使用している世帯が優先となります。

#### 申込資格

- 1 市営住宅(住宅に困窮する低額所得者を対象とした住宅)
  - (1) 入居しようとする世帯全員の所得総額が<u>月額 158,000 円以下</u>の世帯 ※高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯、18 歳以下の人がいる世帯、妊婦がいる世帯については、 214,000 円以下の世帯
  - (2) 転勤や結婚などのために現に住宅に困っている人
  - (3) 申込者および同居しようとする入居者が暴力団員でないこと。
- 2 みなし特定公共賃貸住宅(中堅所得者層を対象とし、優良な住環境を提供するための住宅)
  - (1) 入居しようとする世帯全員の所得総額が月額 158,001 円以上 487,000 円以下の世帯
  - (2) 次のいずれかに該当する人
    - ・満 40 歳以下の人
    - ・満41歳以上で親族と同居して入居する人、または1年以内に親族と同居を予定している人
    - ・勤務状況などにより親族との同居が困難な人
  - (3) 申込者および同居しようとする入居者が暴力団員でないこと。

## 受付窓口・問合せ先

# 株式会社 長谷川建設 陸前高田市営住宅管理センター

高田町字西和野200

 $\mathbf{7}$  0 1 9 2 - 4 7 - 5 1 8 0

※受付時間は午前8時30分~午後5時15分((土)、(日)、(祝)を除く)

# ☆常時募集も受け付けています☆

これまでに、定期募集で入居者が決まらなかった空き部屋については、申込み期間を定めずに、常時申込みが可能となっています。

申込みが可能な部屋については、上記の問い合わせ先で確認願います。

### 申込みに必要な書類 ※郵送不可

- 1 市営住宅・みなし特定公共賃貸住宅へ申し込む場合は、以下の書類が必要となります。
  - (1) 「<u>入居申込書</u>」(市役所建設部住宅政策室、市営住宅管理センターで配布。市営住宅管理センター ホームページからも取得できます。)
  - (2) 入居希望者全員の「**本籍が記載された住民票**」(市役所市民課発行)
  - (3) 18歳以上(高校生を除く)の入居希望者全員の「課税証明書」(令和7年度)
  - (4) 障がいのある人は、障害者手帳などの写し
  - (5) 「<u>納税証明書</u>」… 滞納があった場合、入居者を選考する際に、著しく不利な取扱いとなります。 (市役所市民課発行)
  - ※ 取得する際は、税目ごとではなく「**滞納がないことを一括で証明する内容**」と窓口でお話しください。
- 2 みなし特定公共賃貸住宅に単身かつ 41 歳以上の方が申し込む場合は、1 $\sigma(1)$ ~(5)に併せて以下の書類が必要となります。
  - (1) 1年以内に親族との同居を予定している人は「同居申立書」
  - (2) 勤務状況などにより親族との同居が困難であると認められる人は「<u>在勤証明書</u>」または「<u>同居困難申</u> **立書**」

### 入居者選考の方法

申込み内容について審査を行います。希望する部屋が競合した場合は、住宅困窮度が高い世帯から順に選考します。住宅困窮度が定め難い場合は、抽選により入居者を選考します。

#### 家賃について

入居世帯の総所得、団地、間取りによって決定します。世帯ごとに異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

家賃のほかに、共益費、駐車場を使用する方については駐車場使用料が別途発生します。

#### 1 市営住宅

【参考】下和野団地の令和7年度家賃

		一般	裁量階層			
間取り	収入分位 I	収入分位Ⅱ	収入分位Ⅲ	収入分位IV	収入分位V	収入分位VI
同取り	0~	104,001~	123, 001~	139,001~	158,001~	186, 001∼
	104, 000	123, 000	139, 000	158, 000	186, 000	214, 000
1DK	16, 500	19, 100	21, 800	24, 600	28, 200	32, 500
2DK	20, 600	23, 800	27, 200	30, 700	35, 000	40, 400
3DK	25, 500	29, 500	33, 700	38, 000	43, 400	50, 100
2DK 車いす	23, 700	27, 300	31, 300	35, 300	40, 300	46, 500

※1 市の減免基準により、申請を行うことで、家賃が減免される場合があります。

#### (生活保護費を受給している世帯については、当該減免措置は適用されません。)

- ※2 入居後3年を経過し、4年目以降に世帯の月額所得が158,000円(高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯、未就学児がいる世帯については214,000円)を超える場合は、割増家賃が発生するとともに、住宅の明渡し努力義務が生じます。
- ※3 入居後5年を経過し、6年目以降に2年連続で世帯の月額所得が313,000円を超える場合は、さらなる割増家賃が発生するとともに、住宅の<u>明渡し請求</u>を行います。

#### 2 みなし特定公共賃貸住宅

【参考】

		月額所得						
団地名	間取り	158, 001~	186, 001~	214,001~	259, 001~	313,001~		
		186, 000	214, 000	259, 000	313,000	487, 000		
今泉	2 D K	34, 800	40, 200	47, 000	54, 200	71, 500		
水上	3 D K	41, 000	47, 300	55, 400	63, 900	77, 400		

## 家賃算定のしかた(市営住宅・みなし特定公共賃貸住宅共通)

下記の1~4の手順により計算することで、大まかな家賃を算出できます。

- 1 源泉徴収票等を利用し、<u>**④年間所得額(世帯全員分)**</u>を算出します。 (所得課税扶養証明書を利用することで、より正確な家賃を算定できます。)
- 2 **B親族控除額**を算出します。
- 3 世帯のA年間所得額からB親族控除額を引き、12で割り**②月額所得額**を算出します。
- 4 月額所得額を前ページの想定家賃の表にあてはめることで、家賃を想定できます。

#### 【A:年間所得額の算出】

	①給与所得額	②年金所得額	③事業等所得額	年間所得額合計
申込者本人				
同居親族1				
同居親族2				
同居親族3				
同居親族4				
(A)合 計				A

- ※1 ①欄には給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄の金額を記入してください。
- ※2 ②欄には公的年金等源泉徴収票の「支払金額」を確認し、下表を用い、算出の上、記入してください。
- ※3 ③欄には事業等収入額から必要経費等を引いた金額を記入してください。

#### 〈年金収入の年間所得算出表〉

65 歳	未満の場合	65 歳以上の場合					
年金支払金額	②年金所得額計算	年金支払金額	②年金所得額計算				
600 千円未満	0円	1,100 千円未満	0円				
600 千円~1,300 千円未満	年金支払金額-600,000円	1,100 千円~3,300 千円未満	年金支払金額-1,100,000円				
1,300 千円~4,100 千円未満	年金支払金額×0.75-275,000円	3,300 千円~4,100 千円未満	年金支払金額×0.75-275,000円				
4,100 千円~7,700 千円未満	年金支払金額×0.85-685,000円	4,100 千円~7,700 千円未満	年金支払金額×0.85-685,000円				
7,700 千円~10,000 千円未満	年金支払金額×0.95-1,455,000円	7,700 千円~10,000 千円未満	年金支払金額×0.95-1,455,000円				
10,000 千円~	年金支払金額-1,955,000円	10,000 千円~	年金支払金額-1,955,000円				

#### 【B:親族控除額の算出】

控除の種類	内 容	控除額計算
①給与等所得控除	給与所得又は公的年金所得等に係る雑所得がある者 ※上記の金額が10万円未満の場合は、その金額が控除額となる。	10 万× 人
②親族控除	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族	38 万× 人
③特定扶養親族控除	扶養親族のうち、16 歳以上 23 歳未満の者	25 万× 人
④老人扶養控除 老人配偶者控除	同一生計配偶者が 70 歳以上の者・老人扶養親族	10 万× 人
⑤特別障害者控除	本人及び親族控除を受ける者のうち、重度の障がいのある者 (身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A級)	40 万× 人
⑥障害者控除	本人及び親族控除を受ける者のうち、障害者手帳の交付がされている者 (身体障害者手帳 3~6 級、精神障害者保健福祉手帳 2,3 級、療育手帳 B 級等)	27 万× 人
⑦寡婦控除	所得税法上寡婦控除を受けている者	27 万× 人
⑧ひとり親控除	所得税法上ひとり親控除を受けている者 ※上記の者の所得額から①を差し引いた額が35万円未満の場合は、その 金額が控除額となる。	35 万× 人
圆 (①~⑧)合計		B

### 【②月額所得額】=(④年間所得額-®親族控除額)÷12ヶ月

※世帯に、<u>純損失、雑損失の繰越控除</u>がある方がいる場合、繰越分を所得額から差し引いてから世帯員の所得を合計してください。

## 〈参考〉家賃の計算例

【例1】4人世帯で下和野団地3DKへ入居した場合

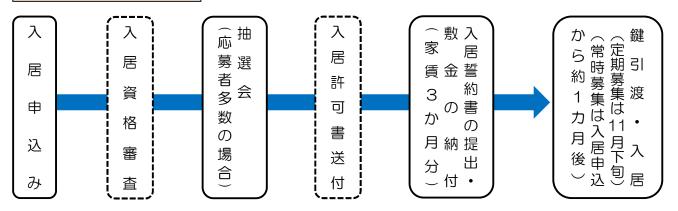
続柄 年齢		職業	年間収入額		年間所得額	
本人	45	会社員	(給与)	4,000,000 円	2,760,000 円	
妻	44	パート	(給与)	960,000 円	410,000 円	
子	17	高校生		0 円	0 円	
子(身障3級)	14	中学生		0 円	0 円	
合 計				4,960,000 円		

【例2】2人世帯でみなし特定公共賃貸住宅(今泉団地2DK)へ入居した場合

続柄	年齢	職業	年間収入額		年間所得額
本人	28	会社員	(給与)	2,500,000円	1,670,000円
妻	25	会社員	(給与)	2, 200, 000 円	1,460,000 円
合 計				4,700,000 円	③ 3,130,000 円

- ④年間所得3,130,000円−B (給与等所得控除100,000円×2人+同居者控除380,000円×1人)
- =2,550,000 円÷12 ヶ月=**©月額所得額 212,500** 円
- ⇒月額所得 212,500 円に該当する家賃は月額 40,200 円となります。

#### 申込みから入居までの流れ



※入居許可書が送付されたら、入居許可書の日付から 10 日以内に、**入居敷金(家賃の3か月分)を納付し、** 連帯保証人の連署をした**誓約書を提出**してください。

#### 【参考】下和野団地間取図(※実際の間取と異なる場合があります。) 個室 1 個室 1 (約6.0帖) ΕV a 個室2 d O (約6.0帖) 台所 台所 食事室 個室 食事室 (約11.3帖) (約6.5帖) 個室2 個室 3 (約7.7帖) (約8.8帖) (約6.0帖) (約6.0帖) $2\,\mathrm{D}\,\mathrm{K}$ 1 DK $3\,\mathrm{D}\,\mathrm{K}$